

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年11月17日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 京都市長 門川 大作 電話 075 - 222 - 3111					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	省エネルギーに加え、再生可能エネルギーの利用及びごみ発電により温室効果ガス排出量を最大限削減し、平成25年度排出量を基準として、平成26～28年度の平均排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	京都市地球温暖化対策条例に規定する地球温暖化対策及びエネルギーの需給に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を本部長とした組織である「京都市地球環境・エネルギー政策推進本部」による指導のもと、京都市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	229,419.2 トン	227,166.1 トン	221,049.3 トン	213,143.6 トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	235,491.5 トン	173,723.1 トン	168,616.5 トン	161,727.3 トン	-28.7 パーセント	
目標の根拠	エネルギー使用量について、毎年度、前年度比で1%削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	11.70	11.59	11.28	10.87	-3.88 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	延床面積は業務系の代表的な原単位指標であり、エネルギー使用量との相関が高いため、施設の増減については変更計画書で対応するため、延床面積は固定して算定している。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		74.0 パーセント	88.0 パーセント	88.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。エレベーター制御システムを更新する(中央卸売市場)。					
	(27)年度	ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。照明のLED化、太陽光発電設備を設置する(中央卸売市場)。					
	(28)年度	ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、不要な照明の消灯等を全庁的に実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、エコ通勤の取組を引き続き実施する。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関での出勤が困難な一部事業所を除き、原則マイカー通勤が禁止されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	27295.4 トン	26621.9 トン	25909.4 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	40943.0 トン	39932.8 トン	38,864.1 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成26年3月に改正した「京都市地球温暖化対策計画(2011～2020)」に掲げた各施策について着実に取り組んでいく。						
特記事項	26年度に12,500トン分、27年度に12,500トン分、28年度に12,552.2トン分、それぞれ超過削減量を差し引いた。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。